

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和３年度 第１回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和４年２月２２日（火）	
開催時間	午前９時３０分 ～ 午後０時１５分	
開催場所	足立区役所１１階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠席者		
会議次第	１ 開会 ２ 議事 （１）定例審議 ・議案第１号 足立区立江北小学校新築工事 ・議案第２号 花畑川環境整備その１工事 ・議案第３号 東綾瀬中学校施設更新事業に伴う設計等業務委託 ・議案第４号 屋外用コンテナ型喫煙室の製造及び設置委託（北千住駅東口公衆喫煙所） ・議案第５号 新型コロナウイルスワクチン接種事業委託 （２）公契約制度検討審議 ・議案第６号 令和３年度総合評価方式による入札の開札結果について（１月末現在） ・議案第７号 令和３年度予定価格事後公表の試行実施結果について（１月末現在） ・議案第８号 令和４年度の予定価格事後公表の試行実施予定について ３ 閉会	
資料	定例審議資料、公契約制度検討審議資料、報告事項資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

【委員の任期満了に伴い、総務部長が区長代理として再任された委員に委嘱状を交付】

【飯塚委員を会長、田中委員を副会長に選出】

・本日の議事について

○契約課長

本日の議事ですが、定例審議5件、公契約制度検討審議3件と盛り沢山になっておりまして、本日の議事は、審議事項のみとさせていただいて、報告事項7件については、終了以降に個別に説明をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

ー全委員了承ー

・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する質疑があった場合には一旦中断し、議事を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

・定例審議抽出説明

○鈴木委員

定例審議抽出理由ですが、契約金額が最も高いもの、或いは案件内容を確認したいものを選定しております。

・工事契約3件

議案第1号 足立区立江北小学校新築工事

○工事契約係長

契約方式は条件付一般競争入札、契約種別

は工事、契約金額は37億3978万円、契約の相手方は武家田・竹内・前田建設共同企業体、JV案件となっています。

工事の概要については、校舎の新築は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上4階建、延床面積は9959.65㎡、主要施設は管理諸室、普通教室、特別教室、特別支援学級、給食室、体育館、学童保育室、トイレ、屋上緑化等となっています。附属建物の新築として、プール棟西棟東棟、駐輪場1、2、飼育小屋、それに加えて外構工事として、校庭等の工事が入っています。基本的には、定例的な新築の学校工事です。

予定価格については事後公表、1億8千万円以上の議会案件であり、低入札価格調査及び公契約条例の対象となっています。

入札参加資格については、三者構成によるJVとしています。第一グループについては、申請業種が対象業種の建築工事であること、足立区にある本店で申込みを行うこと、共同運営格付がAであること、当該工事の業種について特定建設業の許可を受けていること、建設業法に定める専任の監理技術者を配置できること等が必要であると定めています。出資比率が最大であることも併せて定めています。第二グループについては、申請業種が対象業種の建築工事であること、足立区にある本店で申込みを行うこと、共同運営格付がA又はBであること、建設業法に定める専任の監理技術者又は国家資格を有する専任の主任技術者を配置できること等が必要であること、出資比率は10分の2以上と定めています。第三グループについては、申請業種が対象業種の建築工事であること、足立区にある本店で申込みを行うこと、共同運営格付がA、B又はCであること、建設業法に定める専任の監理技術者又は国家資格を有する専任の主任技術者を配置できること等が必要であり、出資比率は10分の1以上であること

が必要であり、第二グループを上回らないものであることが必要としております。

3JVの申し込みがあり、審査の結果、その3JVを指名しました。二つのJVは、第一グループがA、第二グループと第三グループがBという構成、もう一つは、第一グループと第二グループがA、第三グループがBという構成でした。

開札結果は、初度入札で武家田・竹内・前田建設共同企業体が落札、落札率は99.76%でした。その中で三浦・田中・新井建設共同企業体が無効となっていますが、同日に開札のあった別のJV案件を落札したため無効という扱いになっています。

この案件は令和4年2月9日付で契約変更を行っており、9千9百万円余の増額、増減率が2.67%、内容としては、工事の支障となる地中障害物の撤去、選別作業費、処分運搬費であり、また、杭打機の動線確保のための地盤改良工事の追加、学校要望による学童保育室の間仕切りの変更などです。

○契約課長

追加資料で席上配付させていただいた中に、令和2年度入札案件一覧があります。本件についての記載もあり、参考にご覧いただきながらと思います。

○飯塚会長

この江北小学校も綾瀬小学校も落札率が高いですね。3JVしか組めなくてという事情もあると思いますが、このあたりは今後、改善させていければなと思っています。

○鈴木委員

抽出する際に、この前の調査、審議と重なる部分もあっていいかなと、そのときの報告書に書かれていることの一つの例なのかなと思って選んだのですが、こうした大規模工事

について、その後の状況はどうなっていますか。

○契約課長

現在、業界団体と交渉しているところです。

○総務部長

なかなか抵抗感が大きいようで、まだお話しできる状況には至っておりません。

○田中副会長

それもわからなくはないですね。

○秦委員

契約の相手方は3社で、そのうち前田建設とあり本店のようですが、一部上場の前田建設とは関係はないのですか。

○井川検査係長

関係はないはずです。

○秦委員

何の業種ですか。建設全般ですかね。

○契約課長

公共工事が多いですかね。

○工事契約係長

公共工事、他の案件にもよく参加していますし、民間の工事もないわけではなく、公共工事だけではありません。

○田中副会長

契約変更で追加があったということですが、ごみが出てくるなど掘ってみないとわからないということはあると思いますが、学童保育室の間仕切りというのは事前に確認できるものだと思いますが、どうなのでしょう

か。

○工事契約係長

変更の理由といたしましては、着工してみても学校からの要望ということで変更を余儀なくされているところがあります。学童保育室の間仕切りも、当初の段階でわかっていればいいのですが、学校側からこう直してほしいということがあると、変更せざるを得ないということになります。

○田中副会長

ということは、学校の要望は聞いていなかったということですか。

○工事契約係長

大枠では聞いていると思いますが、最終的な微調整の部分がどうしても出てきてしまうことがあるようです。

○田中副会長

作ってみると違っていたということなんでしょうね。

○工事契約係長

実際に見てみると、この壁はもっと高い方がいいとか、ここは仕切った方が使いやすいですとか、そうしたことが出てきてしまうようです。

○田中副会長

なるべく追加がないように、できることは事前に確認できた方がいいように思います。

○秦委員

契約金額は37億と非常に大きな金額ですが、学校の建設というのは5年や10年くらいで見ると、非常に大きな上がり方をしてるんですよね。この数年のうちで、この江北

小学校の工事はどれくらいの位置づけになりますか。5年くらい前から、単位当たりの建設コストは大幅にアップしている。高い状況がそのまま続いているんですか。さらに上がってきてるんですか。

○井川検査係長

確かに新築の平米単価は高くなってきております。

○秦委員

上がった状況が続いているんですけど、この2、3年くらいは高止まりしてるんですが、それからさらに上がっているのかどうかでしょうね。コストが上がるのは、沖積層の上にあって岩盤が弱く深く掘るためもあるのですが、この場合はどれくらいの深さだったんでしょうか。

○井川検査係長

区内は全般的に同じような状況でして、山の手の方と比べればそういう理由も考えられるでしょうが、区内で例えば綾瀬と江北を比べてどうかというのは、さほど変わりはないと思います。

○田中副会長

入札案件一覧を見ると綾瀬の方が高いですよ。

○秦委員

規模が違いますよね。

○田中副会長

大きさは違いますね。

○秦委員

単位当たりの比較で、綾瀬の方が高いのですか。

○井川検査係長

綾瀬の方が平米が大きいですね。平米が大きくなってきたということはあります。今は小学校でも1万平米くらいあります。昔は7、8千平米くらいだったと思います。それに比べて面積が大きくなったということもあると思います。

○秦委員

部屋自体も大きくなってますよね。

○井川検査係長

学童を併設していたりだとか、特別教室のようなものが必要だとか、いろいろな部屋が昔に比べて多くなっているということがあるのではないですか。

○鈴木委員

今月中に竣工するとのことですが、建設資材の調達の関係で大変だった部分はあるのでしょうか。JVからは聞いてないでしょうか。

○井川検査係長

中間検査などで時々現場に行っていますが、特に困っているという話は聞いてないです。

○契約課長

先日、こちらの社長と会いましたが、最近インフレの関係で資材が上がっているということは言われていまして、何とか手当てしてくれないかというお話はいただいてはいます。

○鈴木委員

手に入りにくいことに加えて、価格も上がっているということなんですかね。あまりそ

れがひどいようだと、契約の変更ということもあるんですか。

○契約課長

もちろんそれはあり得ます。国交省が設計労務単価の引き上げで、4月からのものを3月から引き上げるという通知を出したところですよ。これからそういう動きも出てくると思います。

議案第2号 花畑川環境整備その1工事

○工事契約係長

契約方式は指名競争入札、契約種別は工事、契約金額は5億105万円、契約の相手方は株式会社東京三田組、区内業者になります。

工事の概要については、工事区間延長406.14m、施工幅員33.90m、基本的には橋を建てるにあたっての土壌の強化、整備をする工事となっております。

発注業種は一般土木工事、履行場所は足立区辰沼二丁目16番から神明二丁目8番先、工期は契約確定日の翌日から令和5年11月20日までになっています。議会案件のため令和3年3月4日が契約確定日の翌日になりますので工期はそこからになります。

予定価格については事後公表。また、1億8千万円以上の議会案件であり、低入札価格調査及び公契約条例の対象となっています。

指名競争入札のため入札参加資格については記載がありませんが、こちらの案件につきましては、一度条件付一般競争入札を行いました、5者希望があり、1者無効、3者辞退、1者不参ということで不調となっております。それで指名に切り替えて落札決定したという経緯がありますので、条件付一般競争入札のときの入札参加資格について説明させていただきます。申請業種については一般土木工事であること、足立区にある本店で申込

みを行うこと、共同運営格付がA又はBであること、当該工事の業種について特定建設業の許可を受けていること、建設業法に定める専任の監理技術者を配置できること等、こちらを加味しまして指名競争入札では区内14業者を指名しました。入札の結果は、1者が応札、11者が辞退、2者が不参という状況になりました。応札は不調になった入札で無効になった業者です。

この案件は2回契約変更を行っています。1回目につきましては、国、都の通知に従いまして公共工事の新設計労務単価に係る特例措置を足立区でも行っております。それに伴う契約金額の変更ということで、453万2千円の増額がありました。2回目につきましては、現場着手前に河川内の締切箇所、工事をするにあたって河川を締め切り水を抜く必要がありますが、その箇所の泥土調査をした結果、自重でつぶれる泥土が堆積していることが判明しました。当初計画していた河川の締切工法を再検証する必要が生じたための契約変更になります。起点部仮締切工の土のうの材料を、土から安定性の高い砕石による袋材に変更、0.55m深く砕石袋材を押し込む工法に変更しております。終点部仮締切工及び河川内進入路、工事進入路工は、1.25m深く砕石袋材を押し込む方法に変更しております。また地盤改良用プラントを安定した高台に設置する必要があるため、河川内進入路の幅を拡大するものへの変更です。加えて、河川締め切りを行うのに水位を下げる必要があるため、葛西用水等への送水が必要となり、送水ポンプを追加する必要があったということです。変更日は令和3年10月19日、1億1569万円余の増額、増減率は1回目の変更と併せて23.99%、10%以上の契約変更ということで令和3年第3回区議会の案件になっております。

○飯塚会長

14者を指名して13者が辞退、不参というのは、結局できるのは東京三田組だけという状況ですね。競争性の観点から問題ありですかね。

○富澤検査係長

足立区で管理している河川は少ないですから、護岸工事をやっている業者は少ないんですね。たぶん東京三田組もやってなく、そんなに経験はないのかもしれませんが、下請を探して工事ができると判断したのではないのでしょうか。

○飯塚会長

こういう事案こそ区外業者に参加していただくといいんですがね。もう一点、先ほど田中委員からも指摘のあった追加部分ですが、本件は特に大きく、これは事前にわからなかったのかというところがあるのですが、難しいのでしょうか。

○富澤検査係長

工事に入る前に、土質調査と言って調査をしなければいけないのですが、この近辺で橋の架け替え工事などで調査した結果があったため、それを利用して設計したようです。今から10年くらい前に設計したものと比べて、河川なので泥土がたまってきた結果ということです。普通の地盤ですとあり得ないことですけれど、河川だということも踏まえて設計していなかったということではないでしょうか。

○飯塚会長

そのあたりは、反省を踏まえて今後改善していただければと思います。

○田中副会長

それがあれば応札額も違って来たと思いますね。

○富澤検査係長

逆に言うと、細かく設計していれば設計金額も高かったはずです。

○田中副会長

1 者しか参加しないと、それはそれで問題かなという気がします。

○鈴木委員

最悪、この東京三田組もできないということであつたら、区内業者ではできないということになっていたのです、そのあたりは課題だと思います。

○富澤検査係長

私は10 年前に橋の架け替えで同じように護岸をやりましたが、区外業者でした。

○秦委員

花畑人道橋整備工事は区外業者でしたよね。競争性がないとか、落札者が出てこない、どこも手を上げないような状況になれば、花畑人道橋と同じように区外業者を入れていくというのは、おそらく業界でも受け入れられる部分ではあるので、競争性ということをよく考えていかないとと思います。

この前段で不調になった条件付一般競争入札の案件ですが、5 者が参加して、そのうち1 者が無効になっていますが、どうゆう事由ですか。

○工事契約係長

書類不備です。

○秦委員

1 回目が不調になったので指名競争入札に

切り替えて指名は14 者でした。14 者というのは、土木のランクAB、区内本店が14 だと思いますが、全社を指名したということですか。どういう基準で指名したのですか。

○工事契約係長

一般土木でランクがAB、特定建設業許可を持っていたという当初の入札の参加基準をクリアできる全業者を指名しました。

○秦委員

その前提として、この工事に対応できるということを想定してこの14 者を指名しているのですか。

○工事契約係長

こちらで定めている入札参加資格、それを達成できている業者を指名しているということです。

○秦委員

現実で見ると、工事の規模や特殊性からするとなかなか難しいと、1 者ということになっていますから。そもそも難しいだろうというところも指名しているということになるのですか。リストとしては出てきますが、どのように理解すればよろしいですか。結果としてはやはり難しかったので1 者だけだったと、そういうことになるんですかね。やはり、競争性を確保するという答申に書いている考え方を取り入れていってほしいと思います。

○鈴木委員

できなければ先送りをするしかありませんが、先送りは望ましくないということによろしいでしょうか。

○秦委員

護岸工事について東京三田組もそれほど経験がないということだと、予定価格に対して入札価格は相当の開きが出そうですが、ぴったり合っています。落札率は100%ですよ、99.86%ですから。何故こういうことが起こるんですか。業者の話では、システムがあって、項目をずっと入れていくと、かなり接近するということですが、得意分野と不得意分野があって、必ずしも得意分野ではないということで、そうした中で入札するときに予定価格にぴったり合ってくるというのは、どう考えればいいか。専門的な立場から見るとどうなのでしょう。

○富澤検査係長

東京三田組が直接やるのではなく、下請業者から見積もりを取って実行予算を立てるのですが、これで工事ができるという判断のもと、今回はこれくらいの利益でという計算をして決めるわけです。競争相手が多い場合には、儲けなしでもというように切っていくでしょう。

○田中副会長

競争相手がいないだろうと思って出しているということですか。

○富澤検査係長

推測ですが。

○田中副会長

多くはないだろうと思ってはいるのでしょうね。結果論として、25%近くの追加がありましたので、積算が正しかったかどうかということは気になります。

○鈴木委員

勘違いしているかもしれませんが、事後公表は入札方式を変えても事後公表は変わりな

しですか。

○契約課長

そうですね。

○鈴木委員

事後公表にしておいて100%に近いと、何故そうなるのかというのは確かにそうですね。

○飯塚会長

これは下見積もりはしているのですか。

○富澤検査係長

普通の積算基準に載っていないものと、見積もりはあっちこっちから取っていますから。たぶん施工業者から同じように見積もりを取っていれば、近い金額にはなります。

○鈴木委員

事後公表にしている意味が、ほとんどないということですね、結果としては。。

○秦委員

そこから下見積もりを取っていれば、そういうことになりますね。

○富澤検査係長

施工業者からではなく、たぶん設計する方が……

○鈴木委員

同じ単価を使っていれば、結果はイコールになりますからね。

○飯塚会長

それでも競争があれば下がってくるのですが、おそらく14者が指名されている中で、取れるのは自分くらいだろうと思ってい

れば競争は生まれませんよね。

議案第3号 東綾瀬中学校施設更新事業に伴う設計等業務委託

○工事契約係長

契約方式は条件付一般競争入札、契約種別は委託の設計、契約金額は1億3,285万円余、契約の相手方は株式会社ニュージェック東京本社、区外業者です。履行場所は東綾瀬中学校、足立区綾瀬三丁目2番14号及び仮設校舎です。契約期間は令和2年7月1日から令和7年3月31日までになります。

概要については、東綾瀬中学校施設更新事業、解体から改築まで、工事監理も含めて契約をしているところです。各種調査から基本・実施設計の作成、コスト管理や工事監理などの業務を一括発注しているというところになります。主な委託内容としては、基本構想・基本計画書作成業務、基本設計作成業務、実施設計作成業務、建築基準法第18条2項による計画通知やその他の法・条例等の許認可及び要綱等の取得業務、改築工事監理業務、既存校舎解体設計作成業務、既存校舎解体工事監理業務、仮設校舎における改修、解体工事監理業務、学校関係者や近隣住民等に対する会議体への参加及び必要な資料・議事録等の作成業務、敷地測量調査業務、地盤調査業務、耐力度調査業務、アスベスト調査業務、ダイオキシン等調査業務、土壤汚染地歴調査業務、残土搬出のための予備調査、電波障害調査業務、国庫補助申請に必要な資料の作成業務、設計等業務委託の検証業務となっております。基本的に更新に伴う全般についての契約となっております。

既存校舎建物概要は、敷地面積が1,265.8㎡、延床面積が校舎棟は6,272㎡、体育館棟が1,499㎡、給食室が1,25㎡、付属棟が34㎡となっております。

東綾瀬中学校施設更新事業の概要としまし

ては、既存校舎の解体、同敷地に新校舎の建築、これが基本的なものとなります。あとは、地域開放型の温水プールなどを設置するというものが付随的なものになります。

予定価格については事後公表、最低制限価格設定です。発注業種は建築設計としています。

入札参加資格については、足立区にある本店又は主たる営業所で申込みを行う場合、共同運営格付順位を有すること、東京23区にある本店又は主たる営業所で申込みを行う場合、共同運営格付順位が1位から50位であることです。また、官公庁から直接受託の契約実績を求めています。技術者の要件については、総括責任者は一級建築士の資格取得後13年以上の建築設計業務経験を有すること、建築担当技術者は一級建築士の資格取得後8年以上の建築設計業務経験を有すること、構造担当技術者は一級建築士の資格取得後8年以上の建築設計業務経験を有すること、設備担当技術者は設備設計一級建築士の資格取得後8年以上の設備設計業務経験を有すること、機械担当技術者は建築設備士の資格を有すること、又は建築設備士の資格取得後3年以上の設備設計業務経験を有すること、電気担当技術者は建築設備士の資格を有すること、又は建築設備士の資格取得後3年以上の設備設計業務経験を有すること、その他に国庫補助制度申請等担当者、積算担当技術者についても条件を設けております。

入札参加希望者は11者、区内業者は0、入札の結果、予定価格の80.52%の額で落札、2番目の業者の金額とは362万円の開きでした。

○田中副会長

随分と応札額に差がありますね。

○鈴木委員

倍以上ですね。

○田中副会長

そうなんです。こんなに差が出るものなのかと思いました。

○井川検査係長

各事務所のお考えなのだと思います。何とも言えませんが、例えばの話、建築設計と建築の工事監理の業務に関しては、建築士法の告示によって報酬額はほとんど決められておりまして、発注部署もそれに従って積み上げをしているはずですから、金額はどこがやっても同じで、違いがあるのはプラスアルファの業務ですよね。例えば地盤調査の業務があるとか、測量の仕事が入っているとか、その辺でどれだけの金額を設計事務所が必要とするか、それによる差ではないでしょうか。

○田中副会長

プラスアルファの業務について、どれくらいの費用を考えているかによって差が出ているということですね。

○井川検査係長

そう思います。

○秦委員

入札見積経過調書ですが、予定価格が1億6500万円、税抜きで1億5000万円、落札率は80%です。二番目は1億2440万円で、これも八十何%です。これは、最低制限価格を定めています。最低制限価格は、これまで[]と聞いていたんですが、この場合には80%になるんですか。最低制限価格設定の考え方はどういう考え方なんですか。

○工事契約係長

最低制限価格ですが、設定する基準がござ

います。[]
[]というような計算式がありまして、だいたい計算すると[]になるんですが、[]

[]元々最低制限価格については、8割以上という設定がありまして、[]
[]足立区では現状としてそれでやらせていただいております。

○秦委員

最低制限価格の考え方は、項目別にあって項目別に当てはめていくと、[]
[]になるということですか。

○工事契約係長

そうですね。[]
[]

○秦委員

根拠はどこにあるんですか、[]
[]

○工事契約係長

実際には最低制限価格の要綱があるんですが、そちらで80%以上と定めてはいるんですね。ですので、足立区の取り扱いとして、[]で設定しているところです。

○秦委員

それは[]今は8割以上でしたっけ。それくらいになっているからそこで定めていると言っているだけで、ということ

は工事でも8割があり得るわけですか。

○工事契約係長

計算式を当てはめて……

○秦委員

その場合には計算式を当てはめて、

という、そういう考え方なんですか。

○工事契約係長

はい。

○秦委員

この中には区内業者はいない、支店業者もない。本当の競争状況ですね。だから差があるということだと思います。

この中学校は延床面積が1.5倍になります。温水プールが新たに入るということはあるんですが、ものすごく拡大しています。主たる理由は何ですか。温水プールですか。

○井川検査係長

そうだと思いますが、先ほど申し上げたように、特別教室、特別学級などいろいろな施設が入っていることと、ここに学童が入るのかはわかりませんが、そういうものが入ってきたりと、一昔前に比べて1.5掛けくらいの面積をとるように学校はなっているんですよ。

○田中副会長

そうですね。特別教室も10教室程度となっていますね。普通教室が24なのから見ると多いですよ。

・物品契約2件

議案第4号 屋外用コンテナ型喫煙室の製造

及び設置委託（北千住駅東口公衆喫煙所）

○物品契約係長

契約方式は指名競争入札、業種は委託契約、契約金額は2310万円です。契約の相手方は田中建設工業株式会社、区内業者、契約期間は令和2年10月24日から令和3年3月15日です。本案件はコンテナ型喫煙室を製造し屋外に設置するというものです。東京都受動喫煙防止条例が令和2年4月から全面施行となり、従業員がいる飲食店などでは喫煙ができなくなったために路上喫煙が増加し、受動喫煙被害、たばこの吸い殻のポイ捨てなどが増加することが懸念され、区では喫煙所の整備、改良を進めてきました。梅島駅の公衆喫煙所の設置から始まり、この案件が11番目に設置された喫煙所です。コンテナ型喫煙所にはプラズマ脱臭装置、換気扇、エアコン等が備えられており特注品となっております。また、本件の委託内容は、計画通知の手続きや完了検査等の各種手続きを受け、その書面を取得するなどを含んだ内容になっています。詳細は36ページ以降の仕様書に記載しています。

指名業者は入札業者表のとおりであり、予定価格の金額から10者程度の指名を必要とする案件であり、1の田中建設工業株式会社の下見積業者です。2から10の業者は、仮設ハウス等のリースや設置に希望があり、建設業許可も有する業者を選定しております。入札結果は、5者辞退、2者不参、応札は3者でした。そのうち予定価格内は落札者である田中建設工業株式会社のみで、落札額は予定価格と同額でした。辞退者の理由としては、施工体制が整わない、監理技術者が不在、現地調査や積算が間に合わないといったものがありました。

○秦委員

これは、監査結果で意見として付されたも

のと同じような事例と思われます。1事業者からの下見積価格を予定価格として設定されることが問題であると。

○契約課長

第三期の定期監査の結果報告で、監査委員意見として付されたのが、1事業者から下見積もりを依頼し、その下見積価格を予定価格として設定し、当該事業者が全て落札している契約が見受けられる。1事業者からの下見積価格をそのまま予定価格として設定することは競争入札における予定価格の適正性確保と守秘の重要性に鑑みると、以下の理由により、契約手続きにおける公正性、適正性、及び経済性確保の観点から不適切であると思われる。下見積価格を提出した事業者は、予定価格を推測しやすくなり、入札における公正な競争性が確保できない懸念があるとの指摘でした。それを受けて、契約課において予定価格の調整を行うこととしました。

○飯塚会長

下見積もりについては、収賄事件のときの答申で、いろいろ提案をしているところですので、それをもう一度ご確認いただいた上で検討いただければと思っています。下見積もりを取らないで職員の積算能力を高めるとか、下見積もりが特定の業者に偏ることがあるということで、そうならないようにだとか、いろいろな形でいくつか提案しています。なかなか難しい状況もあるのですが、いい対応策を取っていただければと思っています。

○田中副会長

コンテナ型喫煙室についての指示がされていて、トイレと同じで差が出にくいのではないかと思います。差が出るとすれば設置費用で、仕入価格はそれほど変わるとは思えな

い、その割には差が出たなという印象はあるんですけど。下見積もりの件は、それとは別に重々検討すべきとは思いますが。何か有利な仕入れルートがあるのですかね。

○井川検査係長

田中建設工業は、本件の北千住以外にも喫煙所の仕事は結構取っていて、その辺でメーカーとも連絡が濃くなっているとか、薄利多売ではないですが仕入数量が多いということも関係しているのかもしれない。

○田中副会長

そうするとこの業者でなければ、この価格は出せなかった可能性もありますね。

○井川検査係長

そのとおりですね。他に2者が応札していますが、そちらに見積もりを依頼したらおそらく入札額程度の金額になるでしょうし。

○飯塚会長

これまでに同様の案件があって11件目ということですが、下見積もりを取らずに区の中で積算することはできないのでしょうか。

○物品契約係長

担当課が建築の部署ではないので、下見積もりを中心にして契約請求しているのだと思います。

○契約課長

工事部門に聞いたところ、あまり変わらなかったということでした。

○秦委員

予定価格の設定については、契約事務規則、契約の手引きがあり、そこに書いてあり、それが基本的なルールです。基本的なル

ールを前提にして、事務手数料がかかるので、そこを何とか簡素化して、適正な予定価格の設定をしていかななくてはいけないので、そこはもう一度よく考えていく必要があると思います。各課共通の適正な見積もり取得ができるような、複数業者からもらえればいいのですが、1事業者からしかもらえない場合には、何らかの形で、そんなに手数料をかけずに効率的に、なかなか難しいかもしれませんが、適正な予定価格設定のあり方みたいなものを、よく検討して、そういうものを提供していくなり、そういうことをしていかななくてはいけないのだろーと思います。これに限らず、あとから出てくるんですが、不調が多いです。不調の後に予定価格の増減で、例えば予定価格を上げて落札になっているのが多いんです。減額して落札になっているものもあります。予定価格のあり方について、常時やられているので、かなり正確なものだと思いますが、いろいろ問題が出てくる可能性もあるので、適正な予定価格はどうなのか、経験者が少なくなってくると難しいところもあるので、そうした点はよく考えていく必要があると思います。

入札者は区内本店業者ですか。

○物品契約係長

1、5、7番が区内本店業者です。

○秦委員

どういう基準で選んでいるんですか。区外もいるが、23区内ですか。

○物品契約係長

入札システムで希望している業者を抽出して、ランクや実績を見て選定しています。

○秦委員

上位から何者かを出す形ですか。

○物品契約係長

そうです。あとは他区の入札経見積過調書で喫煙所設置の実績なども見えています。

○秦委員

それで10者を選んでいるということですか。

○契約課長

区内だけだと限られてしまうので、区外も含めています。

○秦委員

2、3番目は区外業者ですか。

○物品契約係長

区外業者です。

議案第5号 新型コロナウイルスワクチン接種事業委託

○物品契約係長

契約方式は随意契約5号該当、契約金額は28億7244万円余、契約の相手方は株式会社パソナで区外業者です。この契約金額については10分の10で国庫補助、負担金の対象になっており全額が国の負担となっています。契約期間は令和3年1月28日から令和4年3月31日までです。業務内容は、印刷物作成及び封入封緘、コールセンター運営など多岐に渡っており、仕様の詳細については68ページ以降でご確認いただけます。

随契業者の選定理由ですが、国の方針に沿ってそのスケジュールに間に合わせるように事業を行うために緊急性があり、また受託可能な事業者も限られる等の理由がありました。また、選定理由書の選定理由欄の後段にあるとおり、厚生労働省から自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随

意契約が締結できるものと考えられるとの通知があったこともあり、特命随意契約をしたものであります。厚生労働省からの通知は席上配付の差替・追加資料の27ページに載せております。本件は4回の契約変更をしており、当初の金額より22.52%増額しております。

○鈴木委員

区役所で3回目の接種を受けましたが、それはこの契約には入っていませんか。変更されるんですか。

○契約課長

区役所でやっている大規模接種は、これとは別契約になります。これは地域の学校体育館などでやっているものです。

○秦委員

随契の理由で、政府の方針で随契でやってよいという通知が出ているので、議論の余地はないと思いますが、問題なのは何故パソナを選定したかですね。そこはどうなんですか。他の区、他の自治体との関係もあるでしょう。パソナをどう選んで、それぞれの業務の内容についてはどういう考えで、これを企画立案したのかということです。基本的に全国一律のはずだから、国の方から考え方がきて、それを参考にして足立区独自としてやっているのか。当然、予算も莫大な金額なので、国庫支出金で100%手当てされているのか、いかがですか。

○物品契約係長

金額については100%国の負担です。

○秦委員

内訳もだいたい指示されているわけですね。パンフレットにいくら、接種にいくらと

いう紐付きになっているんですね。

○物品契約係長

細かい内訳まで指示されているかどうかについては、確認の上、後で回答させていただきます。

○秦委員

ワクチン接種というのは、早くやらなければいけないし、大量ではないですか。69万人が対象で半分は接種を受けるとみているので、早くやらなくてはならない。やることは膨大にある。しかし経験がない。こういう中で莫大な金額をかけてという話でしょう。しかも外注するわけです。足立区単独でやるのなんて無理ですよ。衛生部はもうパンクしている状況ではないですか、去年の段階から。その中でこれを作り上げるというのは、どうやったのかという部分を知りたいんですが。

○総務部長

感覚的な話も入ってしまうかもしれませんが、ワクチン担当部を設立して、そこが中心になって動いてきたというのがあります。パンフレットというお話をされていましたが、はっきり言ってパンフレットを事業者側が作って提供するなんて言う時間もないという状況の中で、どうあたりを付けたかという具体的なことはわかりませんが、いくつか可能性のある事業者に当たったという経緯があったことは、会議に同席したりする中で聞いています。その中で、要素として、会場を押さなければいけないということであったり、接種券の発行であったり、コールセンターなど電話に関することをやるなど、これまでの役所の経験の中で、こういうものが必要だろうというものを持ちながら、可能性のある事業者にいくつか当たって、これだけの規模の自

治体を相手にできるかどうかというところもあり、あまり小さいところだとできないので、そういうこともあったりして、あたりを付けながら、これだけの大きな自治体に対応できる、スピードにも耐え得る事業者ということで交渉をして、セレクトしたと。早く手を付けたいということもあって、時間と規模とラインナップというところで決めたと思います。そうすると自ずと一つか二つくらいしか選べないという、状況はそんな感じだったのかと思います。

○秦委員

パソナを選んでますが、パソナは派遣では最大手なので、いろんなところが要望します。そうすると簡単に人員なり優秀な人材が確保できるのか、不安があると思うんですが。

○総務部長

はい。早め早めだったと思います。

○鈴木委員

区で委託している実績がパソナにはあるからと、私は推測しますが。そういう意味では関係性があってということで選ばれたのかなと私は思いました。全く関係のないところで人脈などで当たってみたという話ではないと思います。

○秦委員

東京都とか国とかからの情報はあまりないんですか。ノウハウとか。

○総務部長

あまりないですね。

○秦委員

独自にやるしかないんですか。

○総務部長

自治体間競争のようになっていて、早く押さえてしまえというような状況です。

○鈴木委員

まだ接種券も送れないという自治体もあるようですね。

○田中副会長

東京の中でも差がありますよね。

○総務部長

高齢者への接種を一日でも早くやって、足立区は何日から始めましたということをアピールしていくのも競争になっている状況です。早くそれができる事業者ということで、確かにこれまでのお付き合いがある中で声かけをしたのかもしれませんが、実質的にはできそうなところというのは多くなくて、それでパソナに決まっていたのかと……

○秦委員

足立区は高齢者が多いから、他よりも早くないといけませんよね。

○総務部長

フレキシブルに対応してくれるところという意味でも、例えば3回目の接種をやるためのワクチンが届くのがいつなのかというのが、予定を知らされるのが遅かったり、どんどん時間とともに変わっていく、それに伴って、接種券をいつ送るのかというのも、一日、半日単位で、いつできるのかという話をしているので、そういうところに対応できる事業者というところでも……

○鈴木委員

確かに今日来るなと思っていたら今日来ま

した。ホームページにいつ発送と出ていたんですね。最初の予約で、まず電話が繋がらない、インターネットで接続するんですが何回目かに繋がるんですが先に進まずフリーズして、もう一回最初からと、腹が立ちましたが、半日がんばったら予約がとれました。

○総務部長

最初の高齢者対象のものが大量で一斉に送ってますから、そこが厳しかったですね。一回目二回目を受ければ、その後はそれぞれでずれていくんですよ。その後は、今回三回目はあまりトラブルはないですね。

○鈴木委員

区民からの苦情がものすごかったら、結果的にパソナも批判されて仕方ない部分はあると思います。そこで大きな問題が出たら、足立区役所は何をやっているんだということになりますから、言われないうにとは思っています。

○田中副会長

仕方ないところもありますよね。初めてのことで皆さん最善を尽くしているのです。

○秦委員

区とパソナとの役割分担ですが、中身を見ているとワクチン接種についてのPRなり印刷なり接種券の配付なり、それから接種、事後のフォロー、基本的に全部パソナの方に任せているので、接種は基本的に委託の方に任せて、それ以外の区民との対応関係です。保健所中心でパンクしている状況だと思いますが。そういう役割分担していると考えればいいですか。そうすると圧倒的に医者が多いです。集団接種が圧倒的に金額が多い。医者と看護師の関係になるんですが、そういう関係のやり取りも医師会と当然やらなくてはなら

ないと思います。そういうのもパソナがやっているんですか。

○総務部長

足立区の医師会から派遣してもらっていることにはなっていません。医師、看護師を集める仕組み自体は、パソナや下請けの事業者が持っているということです。医師会に集団接種はこうやりますという大枠の話はさせていただいて、個別接種もありますから、そのバランスをどういう風にとってますよという医師会との調整は区がやっています。

○秦委員

会場が沢山あります。そこに医師を派遣するのは、パソナが地域の医師に頼んで来てもらうんですか。

○総務部長

地域のというよりも、どんな人が来ているのか聞いたんですが、例えば、土日だけ診療のない方が行くとか、若い研修医であったりとか、必ずしも足立区内に声をかけるのではないようです。

○鈴木委員

かかりつけ医のところで個別接種とも考えたんですが、日にちが先であり、一般診療との兼ね合いでいつ打てるかわからないけれども、それでも予約しますかと言われたので、集団接種に切り替えました。

○秦委員

パソナにも、そんなにノウハウがあるとは思えないんですが、どこかに再委託しているというのはあるんですか。

○物品契約係長

あります。

○秦委員

それはどういうところに委託しているんですか。特に接種の関係は。

○物品契約係長

医療系専門の人材派遣会社も多々ありますので、そうしたところに委託している可能性はあります。

○秦委員

そうするとパソナに36億円の委託料を出して、そこから再委託しているのはどれくらいの金額になるんですか。

○物品契約係長

確認してみないとわからないですが、どこまで示してもらえるのかということはあると思います。

○秦委員

再委託するときは、承認しますよね。そのときには当然、契約金額を見るのではないですか。一括下請はできないが、相当部分の下請も望ましくないですよ。そのチェックをするためには、金額がわからないと規模もわからないではないですか。

○井川検査係長

そのチェックは、契約部署ではなく衛生部の方でやる仕事です。

○物品契約係長

約款上で、主要な部分あるいは大部分を再委託する場合には、承諾を得ることとなっていますので、そこは確認して再委託しているはずであり……

○秦委員

契約課は再委託のことには関与していない。

○物品契約係長

その報告は上がってこないです。

○秦委員

そこを見ようとするときは、どうすればいいんですか。

○契約課長

所管の方では記録を持っているところではあります。

○鈴木委員

国からはそこまでは要求されないんですか。

○総務部長

10分の10なので、それなりのものは整えておいたり、会計検査院に見られたりということはあると思います。

○秦委員

コロナ関係で問題にもなっていました。公益団体に委託して、公益団体から再委託する形になって、さらに再委託されていたんですが、その部分を見るには、どうすればいいでしょうか。

○総務部長

交付金の受け入れには、どれだけ支出したかは根拠として出していきますが、その先の再委託のところまではどうなのか、確認してみないとわからないです。

○秦委員

パソナだけでは、医師の関係のノウハウはないと思いますので、専門のところに委託し

ていく。パンフレットは印刷会社へ委託していくと。みんな委託していくと、パソナでやっていることは極めて少ないことになります。

○総務部長
コーディネート、調整など……

○秦委員
そういうことになりますよね。

○総務部長
システムなども専門のところにしていると思います。

○秦委員
目的は接種をいかに早くするかというところであり、それが最優先ではありますね。

○飯塚会長
お諮りします。議事第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということで、いかがでしょうか。

○秦委員
適正ということでいいのでしょうか。監査委員の指摘を受けているものもあります。予定価格の設定については、引き続き適正性が徹底されるよう検討していく必要があるというようなことはらないんですか。それに先般の答申どおりにされていないということもあります。

○飯塚会長
確かに課題はあると思ってまして、第1号、第2号議案には競争性の問題がありましたし、監査で指摘があった部分で課題もありますね。いかがいたしましょうか。

○契約課長
ご意見としていただくということによろしいかと思います。

○飯塚会長
第1号、第2号議案には競争性の点で問題があったこと、監査で指摘があった第4号議案、こちらでも手続きとして、収賄事件のときの答申で指摘した部分も含めて、いろいろ検討していただく必要がありますので、そういうことで今後の改善を要望していくということで、審議会の結論とすることによろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

(2) 公契約制度検討審議
議案第6号 令和3年度総合評価方式による入札の開札結果について(1月末現在)

○契約課長
令和3年度は、1月末現在で3件の総合評価方式による入札がありました。一つ目が、区画街路第14号線電線共同溝整備工事です。こちらは、大基建設と竹内工務店の2社が入りまして、大基建設が落札しています。予定価格が1億1860万円余(事務局注:税込)、事後公表事案として、入札額は大基建設が9500万円、落札率88.18%、竹内工務店が9800万円、90.94%でした。大基建設の総合点が41.02点、竹内工務店が33.86点、内訳を見ますと、価格点が大基建設24.02点、竹内工務店21.86点、技術点が大基建設17点、竹内工務店12点、価格点と技術点のいずれも大基建設の方が上回っていました。3ページに具体的な採点表があります。施工能力評価点ですが、直近5年間の3件の工事の評定点を算定することになっていまして、竹内工務店は該当する工事を一つしかやっておりません

で、それが70点でした。あとは工事实績がなかったということで点数は60点ということになります。それで平均が63.33点、評価点は7になります。大基建設の方は、3件の工事を行っていて75点、73点、71点ということで、平均が73点で11点ということになります。竹内工務店は、元々が建築が専門でして、土木工事はこの前に1件行っ、これが2件目だったということ、そうした点で差が出たということです。

二つ目が、千住一丁目地区無電柱化整備工事です。こちらは、予定価格が7805万円余（事務局注：税込）、事前公表です。入札額は、誠和光建が7090万円、99.9%、白岩建設が7095万円余、100%でした。価格点では誠和光建が56000円安いということで0.18が付けられています。工事評価点は、誠和光建が19.5点、白岩建設が19点と0.5点差でした。総合点も19.68点と19点と僅差でした。

三つ目が、橋梁補修工事です。予定価格が2157万円余（事務局注：税込）、小規模なもので橋梁の補修工事です。こちらはシミズローディック1者のみの応札で、1961万円余、100%の落札率でした。この案件は1回目の入札でシミズローディック1者のみだったため、入札を中止し、本案件は再公告の入札になります。2回目は他にもう1者から希望があったんですが、そのもう1者が資格審査で失格になったということがありまして、そのまま入札を中止してしまうと工事が滞留してしまうため、2回目は入札を続行いたしました。評価結果ですが、入札額は予定価格と同額だったため、価格点は0点、施工能力評価点は23点でした。

○飯塚会長

1件目の白岩建設の辞退理由は何ですか。

○契約課長

確認してご報告します。

○秦委員

1件目が90%未満で低入札価格調査の対象になっています。価格の評点を出すときに、入札価格が低入札価格を下回っていますが、下回った価格で価格評価するのか、足切りして調査基準点、そこで評価点を付けるのか、そこはどうなんですか。入札した価格で評価点を付けているんですか。

○工事契約係長

価格点としては価格が下がるに従って上がっていくんですが、調査価格に達したところから、上がり幅が鈍くなります。入札した価格で点数は反映される形になっております。

○秦委員

足切りはないんですね。

○工事契約係長

そうなのはおりません。

○秦委員

加点は減少するけれども少しは付いているんですね。それもルール化してるんですね。

○工事契約係長

そうです。

○秦委員

2倍になる前に終わるように、0になるようになっているんですね。2倍になると失格になりますよね。

○工事契約係長

そうです。

○秦委員

失格になるまで徐々にしか上がらないということですね。わかりました。

それから二つ目と三つ目は事前公表ということで、上に貼り付いてしまい、そうなるほとんど施工能力評価だけになります。総合評価方式というのは、国の補助事業が条件で入っています。国では事前公表はなく事後公表であり、事後公表を前提とした制度になっているにも拘らず、ここでは事前公表であり価格評価はほとんど意味がない状況です。価格を下げてくれればあり得るのですが、ほとんど上限に貼りつく状況を考えると、事前公表の案件を総合評価方式で評価をとっている意味は何なのかということなんです。施工能力評価だけではないかということです。

三つ目になると、これは1者なので何のためにやっているのか、しかも事前公表なので100%になっていて、施工能力評価だけになっていますが、これは24点満点中23点と極めて高いレベルなので問題はないんですけど、いくら低くても問題ないわけです。1者しかなければ、総合評価方式とは何ですかということ。価格の評価はない、施工能力評価も何点でもいいわけです。そこはどう考えるのかというところで気になります。これだけを見ていると、あまり事前公表にはなじまないんです。それはどう考えるんですか。

○契約課長

今回は特に入札参加者が非常に限られていたので、確かに価格競争性が失われていると言いますか、そういう面があったというのはおっしゃるとおりだと思います。

○秦委員

足立区の総合評価方式を適用しているのは、国庫補助事業であり特異な工事が多いの

で、今日と同じようなことが言える状況だと思います。そうすると総合評価方式というのは何なのだろうという疑問がわいてきます。どのようにするかという話ではないんですけど。やはりもう少し競争性を持たせて、少なくとも複数にしないと、施工能力評価、これは23点で極めて高いと評価できるんですが、評価して確実に施工できる業者を選ぶという趣旨なので、そういう環境にする必要があると思います。

○契約課長

なかなか総合評価方式というのは、参加者が少ないという傾向がありますね。

○秦委員

答申にあるように、支店をいれるとか区外業者を入れるとかですかね。

○田中副会長

もっと競争が働いて、総合評価の点が高いから、例えば価格は多少上でもこちらを選定するというような事例がないと、何のためにこの方式を使っているのかということになってしまいがちですよね。ほとんど差がないですよ。

○飯塚会長

支店業者、区外業者を入れるとすると、その場合には足立区と災害協定を結んでいる業者とか……

○秦委員

変わってきます、内容を見直さないとだめですね。

○契約課長

2千万円の案件ですと6千万円未満なので支店業者も参加できるんですね。しかし参加

してきていないということではあります。

○飯塚会長

議案第6号については、総合評価方式による入札には一定のメリットがある一方で、秦委員のご指摘のとおり検討すべき課題もあるということでした。当審議会の答申でも、客観性等を高める評価基準の見直しを行うとともに対象案件を拡大するべきとしておりまして、今後事務局に検討を要望するというものでいかがでしょうか。

ー全委員了承ー

議案第7号 令和3年度予定価格事後公表の試行実施結果について（1月末現在）

○契約課長

予定価格の事後公表につきましては、平成30年度から解体を除く1億円以上の工事について試行実施しているところで、令和3年度の試行結果の報告をいたします。概要としては、1億円以上の工事のうち、1億8千万円以上の議決案件が11件、1億円以上1億8000万円未満の工事が28件、合計で39件でした。開札結果を見ますと、入札参加者が271者、前年度は186者でした。応札が151者、前年度は93者、入札参加者、応札とも大幅に増えております。

応札者の状況が出ておりますが、低入札調査基準価格以下が9者、最低制限価格以下が1者、こちらは失格ということですが、落札範囲内が41者、全体の27.2%、予定価格超過が100者、66.2%でした。

落札者の決定経過ですが、初度入札で落札者を決定した件数が15件、令和2年度は18件でした。再度入札を経て落札者を決定した件数が14件、令和2年度は7件でした。不落・不調件数6件、そのうち1件は学校校庭の人工芝張替工事でしたので不落随契を実

施しました。残り5件のうち4件は再公告入札で落札者を決定、1件は公告中です。落札決定のうち低入札価格調査を経て落札者を決定した件数が5件でした。

落札率の状況ですが、最低落札率が82.42%、勤労福祉会館の機械設備大規模改修工事です。こちらには事情があつて区内支店にも入札参加資格要件を広げたものですが、区内支店が落札しております。最高落札率が99.93%、青井小の給排水（トイレ洋式化）工事です。平均落札率が95.24%でした。

予定価格と落札額との差額ですが、全体で5億7868万円余でした。

席上配付させていただきました資料で、平成30年度以降の落札率の状況についての資料があります。一番最初に事後公表にした平成30年度ですが、最低が91.05%、梅田地域学習センターの建築です。最高が99.81%、栗北小の塗装です。平均が94.81%です。件数が25件、そのうち1億8千万円以上が6件でした。入札参加者が131者、応札が86者です。資料はこのような一覧になっていて、令和3年度までを記載しております。その中で平均落札率ですが、平成30年度は94.81%と非常に低くなっていて、平成31年度は97%とかなり上がってしまいました。令和2年度は96%に下がってきて、令和3年度は95.24%と二番目に低い落札率まで下がってきました。入札参加者、応札者ですが、令和3年度は従来より大幅に増えておりまして、それで次の資料が令和3年度と令和2年度の比較です。令和4年1月31日現在の応札者数で、合計すると、1億円以上1億8千万円未満は101者、不落を除くと件数は23件、平均は4.4者になります。続いて1億8千万円以上ですが、応札者は50者、件数は11件、平均は4.5者になります。それに対

して令和2年度ですが、12月31日現在と日にちは違っていますが、1億円以上1億8千万円未満は49者、不落を除く件数は15件、平均は3.3者になります。続いて1億8千万円以上ですが、応札者は44者、件数は15件、平均は2.9者になります。令和3年度は令和2年度に比べて平均応札者数が1者以上増えています。特に空調、給排水工事は10者とか12者とかが参加しています。このあたりは前年度に比べて競争が起きているという印象があります。建築でも今まで入札に参加していなかった本店業者2社が落札するなど新顔も入ってきて、効果が出てきているという印象です。

○秦委員

低入札価格調査が5件あって、5件とも、全件が落札してるんです。一方で最低制限価格に引っかかっているのが10番（事務局注：北三谷小学校全体保全計画にかかる外壁改修その他工事）。どれくらいなんですか。低入札価格ではすべて通って、最低制限にかかると自動的に無効になるんです。それで、どれくらい下回っているのか気になるんですね。最低制限価格と低入札価格の入札手続における公平性、適正性の点で差別をしているので、そこをどう考えるかという問題なんです。そこに関心があるので、この最低制限価格はどれくらいなのかということなんです。90%なら89%くらいとか、とんでもなく低額でダンピングみたいなことが明らかなのは別ですが、通常は低入札価格でやっているものも90%未満です。八十いくらかでやっています。それに比べてどうなのかを知りたいのですが。

○契約課長

10番の最低未満というのは低入未満ということ……

○工事契約係長

違います。最低制限未満となっていますが、委員がおっしゃるようなダンピングというようなものは、ここ数年ではありません。ですから微々たるもので引っかかっていると考えていただいてよろしいかと思います。

○秦委員

低入札価格調査の1億8千万円以上だと当然採用になるものが、1億8千万円未満だと採用になっていない、そういう事態になっていると考えてよろしいですね。それは制度だからということにはなるんだと思いますが。

もう一点が、低入札価格調査のときには、通常は9割とっていて、1億8千万円以上の6番（事務局注：（仮称）北鹿浜小・鹿浜西小学校統合校新築電気設備工事）は91.50%と90%を上回っているんですが、電気だと9割を上回るんですか。

○工事契約係長

6番に関しましては、低入札価格調査で決定している案件になります。調査基準価格を下回ったんですが、低入札価格調査をかけて委員会の結果、その価格で落札を決定したものです。

○秦委員

そうすると落札率は9割を下回っているはずですが。

○契約課長

ぴったり9割ではないんですね。ちょっとした差なんです、9割を超えていても引っかかることはあります。

○秦委員

それは国の基準に合わせているんですよ

ね。

○工事契約係長

そうです。

○飯塚会長

議案第7号、令和3年度予定価格事後公表の試行については、昨年に出された当審議会の答申も踏まえて適切に対応されている状況を理解しました。また、予定価格事後公表が、落札率の高止まりの解消や工事事業費の節減に効果を上げていることが確認されました。その結果から、予定価格の事後公表については、継続するとともに効果を高めるよう工夫していくことを、事務局に要望するということではいかがでしょうか。

ー全委員了承ー

議案第8号 令和4年度予定価格事後公表の試行実施予定について

○契約課長

令和3年度の実績を受けて、令和4年度も引き続き試行実施という形にはなるんですが、その予定について説明させていただきます。対象工事は1億円以上の条件付一般競争入札になります。予定件数は約40件です。1億8000万円以上が22件、1億円以上1億8000万円未満が18件です。それ以外で、答申の改革事項なんですが、6000万円以上1億円未満まで拡大することになった場合には、27件が増えることになります。業種は解体工事を除く工事になります。入札参加資格等は、従来の形がまだ続いていますので、原則として区内本店事業者優先ということになります。それで分離分割発注で行います。

入札の執行方法ですが、(1)2回を限度に再度入札を行うという従来の方法で行いま

す。(2)再度入札の2回目でも落札者が決まらない場合は不調とするわけですが、当審議会の答申の提言事項である不落随契については、環境が整い次第実施させていただきます。実施に際しては、不落随契の対象となる入札案件について、一定の基準を定めるものいたします。再公告入札については、入札参加資格要件の緩和や指名競争入札を実施して落札を確定していきます。(3)予定価格を事前公表しないので、予定価格を上回る入札は失格としません。しかし、最低制限価格を下回る入札は引き続き失格とします。低入札調査基準価格を下回る入札は調査になりますが、低入札調査基準価格の9割を下回る入札は失格とします。(4)最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定式は、非公表ということで変わりありません。(5)入札時には積算内訳書の提出を求めますが、再入札では添付は不要となります。(6)不調等の場合には入札見積経過調書は公表せず、次回の入札で落札決定した後に公表となります。

一者入札の取り扱いですが、公募型指名競争入札で1者申込みの場合は入札は中止としまして、入札参加資格要件を検討した上で再公告入札又は指名競争入札等を行います。再公告入札等においても1者しか申込みがなかった場合には、入札の続行を可能とします。これまでは3回目から可能としていましたが、2回とも1者という状況がありましたので、2回目から続行可能という形にさせていただきました。なお、答申の提言事項である補充指名による入札続行について、これは1者しか申し込みがなくても、補充して一定数を確保して入札を続行するというものですが、環境が整い次第開始させていただきます。公募型指名競争入札における予定価格帯ごとの必要指名数ですが、早急に定めるものとします。条件付一般競争入札で1者申込みの場合ですが、入札は中止とし、入札参加資

格要件を検討した上で再公告入札又は指名競争入札等を行います。

試行実施の件数は、令和3年度とあまり変わりません。答申の提言事項である発注規模一覧表、これは事後公表を拡大していく中で、発注規模を知りたいという事業者側の要望があったので、それに対応するということで現在、発注規模一覧表を作成しております。こちらの提示と合わせて、開札結果を注視しながら、事後公表の6千万円以上への対象拡大にも着実に取り組んでまいります。

○秦委員

答申では不調不落をセットにしていますが、ここでは不調しか出ていませんが、不調だけでいいのですか。1者入札の取り扱いについては、入札参加資格要件を検討した上で再公告入札又は指名競争入札等を行うと、かなり前向きなものなのですが、それに比べて入札の執行方法の(2)や(3)には、ほとんど入っていない、特に(3)には何も入ってないです。大事なのは、(3)は法令事項であり要綱をとるかどうかの問題にはなるんですが、最低制限価格を下回る場合には失格とするしか出ていません。検討して再入札できるようにしなくてはいけない話です。低入札調査基準価格の9割を下回る入札は失格というのも、再入札できるようにしていくのが、答申もそうですが、そちらの方が正当な考えです。システム上の問題もあるので、そちらの制約があるのであれば、そうだなと思いますが、そこはどうなんですか。もう少し前向きにしてもよさそうに思います、検討した上でなど。1者入札の方は結構入っています。本当はこういうところをきちんと打ち出していくような性質のものですが、それが全くだめというように見えてしまうので、そこはどうなのか。それから、不落随契ですが、これも法令事項で、件数を制限する

などのことがあり、検討事項ということだと思いますが、法令事項に乗っかってやろうということなので、もう少し前向きでもよさそうに思います。これは感想ですが。それから、1者入札は是非入札参加資格要件を検討して、答申にあるように一定数を確保していただければと思います。

○飯塚会長

議案第8号については、原則として令和4年度は環境が整うまで基本的に従来までの方式を継続するということですね。当審議会の答申で提示している部分、それについては業界団体と議論をしているところだと思いますが、引き続き適切に対応することを事務局に要望するというのでいかがでしょうか。

ー全委員了承ー

3 閉 会

・事務局からの連絡事項

○契約課長

具体的なスケジュールはまだ決まっておりませんが、来年度の審議会日程についてです。例年同様に3回程度の開催を予定しております。第1回は6月頃を予定しております。詳細については、改めてご連絡いたします。

・議案第5号の質問に対する回答

○契約課長

審議中の質問で回答を保留した事項についての回答です。

パソナを契約相手方に選定した理由ですが、令和2年12月に国から急遽、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する指示がありまして、令和3年4月には実施できるように求められたということです。これまでにパソナは保健センターの窓口業務を受託して

おり、足立区の衛生業務を熟知していることと、新型コロナウイルスワクチン接種事業のすべての業務、接種券の発行・発送、コールセンターの設置、ワクチン接種等を一括して実施可能なことから、迅速かつ適切に4月からの接種を開始できる事業者としてパソナを選定する判断に至ったということです。

ワクチン接種の再委託先ですが、契約金額が35億1900万円余のところ、接種クーポン券、郵送業務、予約システム構築業務については、光ビジネスフォームという会社に再委託をしていて、こちらが約8500万円余です。コールセンターについては、ヴィズ株式会社という会社に再委託をしていて、こちらが約4億9900万円余です。集団接種については、ベネフィット・ワンという会社に再委託をしていて、こちらが約26億6800万円余です。再委託の合計金額が32億5200万円ということです。

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認後に、区長へ提出いたします。よろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○飯塚会長

以上を持って令和3年度第1回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。